

仮訳

2021 年食品医薬品委員会事務局告示  
食品広告基準

食品広告を、現在の状況に即するように更新し、明確にし、1979 年食品法の「第 40 条 何人も不適切に信じさせる虚偽又は欺瞞的な食品の有効性、品質及び効能の広告をしてはならない。」及び「第 41 条 商業上の利益のために、ラジオ、テレビ、投影、映画、新聞若しくはその他の印刷物又はその他の手段により食品の有効性、品質及び効能を広告しようとする者は、事前にこれらの広告する音声、写真、映像又は文言について許可者から審査を受けなければならない、許可の取得をもって広告することができる。」と定める法令の意図に準拠するため、

1979 年食品法の第 4 条、第 40 条、第 41 条及び第 42 条の条項を根拠にし、次のとおり告示する。

第 1 項 2018 年 11 月 12 日付け 2018 年食品医薬品委員会事務局告示「食品広告基準」を廃止する。

第 2 項 本告示において、

「食品広告」とは、商業上の利益のために食品、食品の成分に関する文言を人々に見せる、又は周知させる任意の方法による行為を指す。

「文言」とは、メッセージ、音声メッセージ、音、写真、絵、創作マーク、シンボルマーク又は意味が理解できる任意のその他の行為を含む。

第 3 項 食品広告は、次のとおり、消費者に対し公平ではない文言又は社会全体に被害を引き起こす可能性のある文言を使用してはならない。

(1) 食品中又は食品成分の任意の物質が、実際はないが、又は、あるが広告により理解されるほどではないにも関わらず、あると理解させる文言

(2) 食品の摂取形態又は方法について誤解させる、又はそれが理解できないような文言

(3) 人々を分裂させる、又はその団結を損なわせる可能性のある文言

(注 1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注 2) 本告示の原典については下記をご覧ください。

[http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ\\_fda/64\\_Advertising.PDF](http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_fda/64_Advertising.PDF)

(4) 法律若しくは道徳に反する行為を直接若しくは間接に支持する、又は国の良い習慣及び文化を損なう方向に導く文言

(5) 危険や暴力につながる模倣行為を引き起こす可能性のある文言

(6) 医療及び公衆衛生関係者又は自身が医療及び公衆衛生関係者であると主張する、表明する、若しくは理解させる人物による、食品の有効性、品質若しくは効能を推薦、保証若しくは称賛する文言

(7) 他者の製品との比較又は中傷となる文言

第4項 食品の有効性、品質又は効能の広告は、第40条に該当する可能性のある、次のような不適切に信じさせる虚偽又は欺瞞的な性質であってはならない。

(1) 虚偽又は誇大な文言

(2) 病気、不調若しくは病気の症状を治癒、緩和、治療若しくは予防できると理解させるように伝える、又は表示する文言

(3) 身体の構造、臓器の働きの役割若しくは身体の働きのシステムの変化に効果があると理解させるように伝える、又は表示する文言

(4) 性欲を高める、性的機能を高める、若しくは性行為に関連すると理解させるように伝える、又は表示する文言

(5) 肌の調子を整えるため、若しくは美容のためと理解させるように伝える、又は表示する文言

(6) 減量若しくは肥満の軽減に効果がある理解させるように伝える、又は表示する文言。ただし、食品医薬品委員会事務局から許可を得た、保健省告示第121号(1989年)「体重管理をしたい人のための食品」に基づく食品の場合は除く。

(7) 痩身、脂肪吸収抑制に効果があると理解させるように伝える、若しくは表示する文言、又はその他の同類の文言

(8) 食品医薬品委員会事務局の健康強調表示評価を受けていない学術報告、統計を使用する、又は引用する広告。

これら上記の性質の広告例は、本告示添付の付表1に記載している。

第5項 次の性質の広告は、事前に許可審査を受けることなく行うことができる。

(1) 商業上の利益のための目的を持たず、食品の有効性、品質又は効能の広告であると理解させることにつながらない学術情報の提供。ただし、この学術情報の提供は、学術的に正確で完全な情

報を提供しなければならず、例えば、メリットーデメリットの両方、注意事項など、信用できる参照証拠があること。

(2) 企業又は事業のイメージ (Corporate Image) を提示する性質の広告

(3) 広告の性質が食品に関する事実を提供するだけの広告は、本告示添付の付表 2 に指定される文言を、指定された基準及び条件のみに基づき、いずれか 1 つの文言又は複数の文言を使用することができる。

これら第 1 段落の広告について、食品の有効性、品質又は効能の広告であるその他の文言が含まれている場合、食品広告許可申請書に、広告文言の審査用の補足文書を全て添えて提出しなければならない。許可の取得をもって広告が可能となる。

第 6 項 次の食品の有効性、品質又は効能の広告は、食品広告許可申請書を提出し、事前に審査を受けなければならない。許可の取得をもって広告が可能となる。

(1) 食品医薬品委員会事務局から承認されたラベル上に表示する食品の有効性、品質又は効能の広告

承認を受けたもの以外の食品の有効性、品質又は効能を主張したい場合は、事前に評価を受け、ラベルの許可を取得しなければならない。

(2) 栄養強調表示又は販売促進において食品の栄養価を使用する広告は、1998 年保健省告示 (第 182 号) 「栄養表示」に準拠しなければならない。

(3) 食品医薬品委員会事務局から承認を得た (2) 以外の健康強調表示 (Health Claim)

(4) 食品の有効性、品質又は効能の表示がある第 5 項に基づく広告は、許可の申請が必要な広告と見なす。

(5) 第 5 項以外の広告

これら第 1 段落の広告は、指定する基準及び条件に基づき、本告示添付の付表 3 の文言を使用することができる。

第 7 項 食品広告許可申請書提出の基準及び条件 (詳細は国民用マニュアル：食品広告許可申請を参照)

(1) 広告媒体の種類は広告の性質に基づき次の 3 種類に分類される。

(1.1) 印刷媒体又は音声のない写真のみのその他の媒体

(1.2) ラジオ媒体又は音声のみのその他の媒体

(1.3) テレビ、映画、ビデオ媒体又は写真及び音声の両方を含むその他の媒体

(2) 食品広告許可申請には以下の提出が必要である。

(2.1) 食品広告許可申請書 (様式 Kor Orr.1)

(a) 申請書 1 部につき、広告媒体の種類は 1 種類のみとし、許可申請書に指定する任意の媒体と一致していること。

(b) 食品登録番号及びタイ語の食品名、商標又はブランド名（もしあれば）を含め、許可を取得したとおりに正確に記入する。許可を取得した英語の食品名を記入することができる。食品登録番号がない食品の場合は、食品登録番号を記入する必要はない。

(c) 申請書を提出する前に、申請書に記載した各種詳細が正しいことを確認する。

(2.2) 広告許可申請書添付書類（様式 Kor Orr.3）には、広告媒体の種類に合わせて、次のように広告内容を配置する。

(a) 印刷媒体又は音声のない写真のみのその他の媒体：

-読みやすく目立つ色、形及びサイズの広告に使う文字を含む実際の写真を提出する。

又は、

-広告する様式に基づいた明確なスケッチとともに写真の特徴の明確な説明文を付けて提出する。広告に使用する文字は、読みやすく目立つ色、形及びサイズの文字を使用する。

(b) ラジオ放送媒体又はその他の音声のみの媒体は、次のように示す。

-広告で話される音声の説明文とともに、広告における効果音又は雰囲気の説明。又は、

-誰が何を話しているかを明確に示すダイアログ（Dialog）とともに広告における効果音又は雰囲気の説明

(c) テレビ、映画、ビデオ又は画像と音声の両方を含むその他の媒体

-写真とともに写真、グラフィック、エフェクト、音声、背景音楽及びその他の特徴の明確な説明文を添えた広告の詳細を明確に示すスケッチ又はストーリーボード（Story board）として提出する（例えば、出演者 1、出演者 2、出演者の動き、場所、時間、雰囲気など）。広告に使用する文字は、読みやすく目立つ色、形及びサイズの文字を使用する。

-ストーリーボードのシーン数は、広告の内容及び進行が理解できる適切な数であること。

(2.3) 正確かつ完全で、広告で主張する内容と一致した広告許可申請の補足文書

(3) 許可を取得した広告は、許可者が規定する条件に準拠しなければならない。すなわち、

(a) 広告媒体は、削除された文言を切り取り、又は所定の文言を追加したりすることにより、広告許可申請書の添付書類で許可を取得した内容のとおりで作成する。

(b) 広告する文言は、許可を取得したとおりの完全な文言であること。広告が許可されたものから異なる、不完全である、又は欠落している部分がある場合、これらの広告の文言はすべて許可を取得していないものと見なす。

(c) 許可を取得した媒体に、広告許可書番号を表示すること。

(d) 広告許可の有効期間は、許可日から 5 年以内とする。

(e) 広告許可申請書添付書類に規定するその他の条件（もしあれば）

## 第 8 項 食品広告の一般基準及び条件

(1) 広告する食品は、次のとおり法令に基づいた正確な詳細を含んでいること。

(a) 製品の品質規格は、個別の保健省告示及び許可を申請する製品に関連する告示に準拠すること。

(b) 成分配合の詳細は、個別の保健省告示及び許可を申請する製品に関連する告示に準拠すること。

(c) 食品添加物の使用については、食品添加物に関する保健省告示に準拠すること。

(d) 食品への使用が禁止されている物質、及び/又は関連する保健省告示に基づいた製造、輸入又は販売禁止食品の使用がないこと。

(e) 食品ラベルは法令に基づき正確に詳細を表示すること。

## (2) 食品広告における規則

### (2.1) 広告媒体における食品名の表示

(a) 食品名は、広告内容において、広告する食品のタイプ又は種類を明確に理解できるように述べている、又は表示している場合、フルネームを表示しなくても良い。

(b) 食品名の一部の表示又は食品名の一部を取り上げた広告は、その食品の有効性、品質、効能若しくは重要な内容を誤解させるものであってはならない。

### (2.2) 広告媒体における文言/警告の表示

本告示添付の付表4に従った文言/警告を表示し、次のとおり実行する。

(a) 印刷媒体又は音声のない写真のみの媒体では、読みやすく目立つ色、形及びサイズの文字で警告を表示する。この文字の高さは広告スペースの高さの25分の1以上であること。

(b) ラジオ媒体又はその他の音声のみの媒体では、各音節が明確に聞き取れる広告音声において警告を示す。

(c) テレビ、映画、ビデオ又は写真及び音声の両方を含むその他の媒体では、警告を、各音節が明確に聞き取れる広告音声において、又は読みやすく目立つ色、形及びサイズの文字による字幕スーパー (SUPER) で、少なくとも5秒間 (又は広告時間に応じて適切に) 表示することができる。この文字の高さは広告スペースの高さの25分の1以上であること。

## 第9項 食品広告における特定基準

食品広告においては、食品広告の一般基準に基づき遂行するだけでなく、場合に応じて、食品の種類ごとに特定の基準に基づき遂行しなければならない。

### (1) 乳児用食品、表示月齢が6~12か月の乳児用フォローアップ食品及び乳児用補助食品

(1.1) 広告は禁止する。

(1.2) 如何なる情報の提供も、2017年乳幼児用食品マーケティング促進管理法による基準、条件に準拠するものとし、食品医薬品委員会事務局に審査を申請する必要はない。

### (2) 幼児用食品

(2.1) 何人も、乳児用又は乳児を育てるのに適している食品であると関連付ける、又は理解させる特徴を持つ広告媒体において、乳児又は幼児に関する文言を用いて、幼児用食品の広告をしてはならない。

(2.2) 如何なる情報の提供も、2017年乳幼児用食品マーケティング促進管理法による基準、条件に準拠するものとし、食品医薬品委員会事務局に審査を申請する必要はない。

### (3) 幼児用補助食品

とは、月齢 12 か月から 3 歳までの子供用の補助食品を指す。

(3.1) 乳児（新生児から 12 か月まで）が食べることができると理解させるように伝えてはならない。

(3.2) 幼児の必要性に対し完全に十分な価値があると理解させてはならない。

(3.3) 出演者の年齢は、月齢 12 か月から 3 歳までとし、年齢に相応しい姿、特徴及び発達をしていること。

### (4) 牛乳、フレーバーミルク、乳製品、発酵乳、乳飲料及び豆乳

(4.1) 特定のグループ用の製品であると理解させるように伝えてはならない。

(4.2) 「いつも 5 つの食品群を満たすさまざまな食品をバランスよく摂取しましょう。」の文言又は同様の文言を使用すること。

(4.3) 出演者の年齢は 3 歳を超えており、はっきりとした発音で話せること。

### (5) そのまま食べられるゼラチン製品及びゼリー菓子

(5.1) そのまま食べられるゼラチン製品の場合、「お子様の摂取は少量にしてください。」の文言を表示すること。

(5.2) 広告の出演者の年齢は 3 歳を超えていること。

(6) グルコナンマン又はこんにゃく芋の粉の成分を含むそのまま食べられるゼラチン製品及びゼリー菓子

(6.1) 「お子様は食べないでください。窒息に注意してください。」と表示する文言を設ける。

(6.2) 広告の出演者の年齢は 12 歳を超えていること。

### (7) 医療用食品 (Medical Food)

(7.1) 食品の有効性及び消費者グループに関する広告は、食品医薬品委員会事務局から承認を得たラベル上の内容に限る。承認を得たもの以外のその他の有効性を主張したい場合は、事前に評価を受け、ラベルの許可を受けることが必要な場合がある。

(7.2) 「医療用食品」及び「医師の助言に従って使用すること」との文言を表示しなければならない。

### (8) 半加工食品

調味した米麺、丸まった米麺（クワイジャップ）、麺（バミー）、ビーフン及び春雨、調味した雑炊及びおかゆなどの半加工食品の写真は、次のように表示できる。

(8.1) 製品の写真は、当該の製品の実際の様子であること。

(8.2) すぐに食べられる食品で、栄養価を高めるために肉、野菜、卵又はその他を追加している写真の場合、「栄養価のために...を加えることが望ましい。」との文言を表示しなければならない。空欄には、写真と一致し、はっきりと見える、加えた食品の種類を記載する。

(9) 電解質飲料は、運動による汗の消失関連のみの効能を表示する。

### (10) 補助食品

(10.1) 広告媒体上の文言又は音声は、次のように表示しなければならない。

- 「病気の予防又は治療効果はありません。」

- 「摂取する前にラベルの警告を読んでください。」（その他の警告を表示しなければならない成分を含む場合）

- 「お子様及び妊婦の方はお召し上がりにならないでください。」

- 「いつも 5 つの食品群を満たすさまざまな食品をバランスよく摂取しましょう。」又は同様の文言

(10.2) 出演者の年齢は 15 歳以上で、妊娠中ではないこと。

(11) 次の食品は、2018 年保健省告示（第 394 号）に基づき、栄養表示並びにエネルギー値、糖質、脂質及びナトリウムを GDA(Guideline Daily Amounts; GDA)の形式で表示しなければならない。

(11.1) スナック食品、すなわち

(a) フレンチフライ又はポテトチップス

(b) ポップコーン、揚げた、又は焼いたトウモロコシ

(c) 揚げた、若しくは、焼いた米菓、又は押し出しタイプのスナック食品

(d) 揚げた、焼いた、塩焼きした、若しくは、味付けしコーティングした豆、ナッツ又はその他の種子

(e) 揚げた、焼いた、又は味付けした海苔

(f) 線状にした、板状にした、揚げた、若しくは、焼いた、又は味付けした肉

(g) (a) ~ (f) を 1 種類以上混ぜたスナック食品

(11.2) チョコレート及びチョコレート味の菓子

(11.3) 焼き菓子製品、すなわち

(a) ラスク、クラッカー又はビスケット

(b) フィリングウエハース

(c) クッキー

(d) ケーキ

(e) フィリングあり又はなしのパイ、ペストリー

これらは、広告に「摂取は少量にして、健康のために運動をしましょう。」の文言を表示すること。

(12) 各種媒体を通じたカフェイン含有飲料の広告は、2003 年 7 月 29 日の内閣決議に基づき、カフェイン含有飲料の消費を誘引したり、有効性を主張したりする方法で広告してはならず、企業又は事業のイメージ (corporate image) を提示する方法でのみ行うことができる。

(13) アルコール含有飲料

如何なる情報の提供も、2008 年アルコール飲料規制法の基準、条件に準拠するものとし、食品医薬品委員会事務局に審査を申請する必要はない。

(14) 特定の各種制限事項を設けることにより認可されたその他の食品は、許可者が広告において適切と見なす文言を表示するよう規定することができる。

第 10 項 許可者は、製造許可書、輸入許可書、食品レシピ登録書、食品登録/詳細通知書が取り消された場合等、合理的な理由又は必要性がある場合、これらの書類の取り消し等の日から食品広告許可書の有効期限を終了させることにより、食品広告許可書を取り消す権限を留保する。

1979 年食品法に基づく食品広告に関連する規定への違反がある場合、許可者は当該の食品広告の停止を命じる権限を持つ。

第 11 項 本告示の施行前に食品広告許可を取得した者は、許可書の有効期限まで引き続き使用することができる。

第 12 項 本告示は官報掲載日（訳注：2021 年 3 月 30 日）の翌日から施行する。

2021 年 3 月 25 日告示  
パイサーン ダンクム  
食品医薬品委員会事務局長



付表1

---

1.食品の有効性、品質又は効能の広告において許可がされない用語の例

- 神聖な、驚くべき、奇跡、素晴らしい
- 最高の、優れた、優勝、最高位、立派な、最も貴重な、類まれな
- 素晴らしい、最高の、すごい、最高級の、もの凄く良い、最上の
- 1位、1つだけ、1番の
- 最も、最良、最高に良い、最も高い
- 絶対、心配なし、完治、心配がなくなる
- 圧倒的に
- 副作用ゼロ、副作用なし
- FDA 認証、安全
- 結果がすぐに出る

2.食品広告において許可がされない文言。同様の意味に理解できるように伝える写真の使用を含む。

2.1 病気又は病気若しくは不調の症状を治癒、緩和、治療、予防できると理解させる有効性を伝える文言の例

- コレステロールを減らす、血圧を下げる、血中の脂肪を減らす、血糖値を下げる
- 心臓病、癌、腫瘍、糖尿病、動脈硬化、アレルギー、喘息を予防する
- 頭痛、片頭痛、しびれ、腫れ及び静脈瘤を和らげる
- 生理痛、生理不順、おりものの症状の問題を解決する
- 細菌の成長を阻害する
- コロナウイルス（COVID-19）、風邪、細菌などの病原菌を予防又は抵抗する
- 感染症を治す
- 記憶力を高める、物忘れ、記憶喪失の症状を治す、アルツハイマー病を治療する
- うつ病、不眠症を治す
- ウイルス性肝炎、脂肪性肝疾患を治す
- 腎疾患、腎結石を治す
- 痛風、リウマチ、SLE を治す
- 関節炎、変形性膝関節症、膝の痛み、筋肉痛、筋肉の炎症を和らげる
- 白内障、飛蚊症、角膜ジストロフィー、黄斑変性、ドライアイ、目の炎症、目の灼熱感を治す
- 耳鳴りの症状を和らげる、聴覚回復
- 痔核、胃食道逆流症を治す
- 肺炎、結核、気管支炎、慢性咳を治す
- 皮膚炎、乾癬を治す

2.2 身体の構造、臓器機能又は身体の働きのシステムの変化に効果があると理解させるよう伝える文言の例

- 体のバランスを調節する、身体や臓器を回復させる
- 母乳を増やす、母乳を刺激する
- 血流を増やす
- 脳の働きを整える、神経の働きを整える、肝臓の働きを整える、腎臓の働きを整える、視力の働きを整える、又は身体の臓器の働きを整える
- 免疫システムを強化する、又は刺激する、免疫力を高める、抵抗力を高める
- Detox/解毒、腸洗浄
- 近視-遠視を正常に調整する
- 悪露を排出する、子宮収縮を助ける、更年期症状、ほてりを軽減する
- フェイスラインを出す、二重あごを解消する、顔を引き締める、顔をほっそりさせる、二重まぶたになる、眉間のしわが消える、ほうれい線を薄くする、鼻の形を整える

2.3 性欲を高める、性的機能を高める、又は性行為に有効性があると理解させるよう伝える文言の例

- 性的能力の維持と強化に役立つ、性的能力を高める
- 男性/女性機能を向上させる、男性/女性の性欲を高める
- 男性/女性のためのサプリメント
- 性ホルモンを増やす
- 精液を強化する
- 性器のサイズを大きくする、勃起時間を長くするのに役立つ
- 早漏の症状を軽減する
- バストサイズを大きくする、サイズアップする
- 膣を締める
- 男らしさを目覚めさせる、性覚醒、我慢する・若い・耐える、回復力を強化する
- 女性らしさを刺激する
- 若さを取り戻す

2.4 肌の調子を整える、及び美容のための有効性があると理解させるよう伝える文言の例

- しわを減らす、にきび、肝斑、そばかす、シミを減らす
- 白い、明るい、透明な、柔らかい、弾む、輝く、オーラのある肌
- 毛穴を引き締める/肌を若返らせる
- しわを減らす/皮脂を減らす
- 肌を引き締める
- 老化を遅らせる、若く見える
- 抜け毛、白髪を改善する
- 髪と爪を強くするのに役立つ

-日焼けから守る、日光に立ち向かう

-体臭、口臭を消すのに役立つ

2.5 減量、肥満の解消における有効性があると理解させるよう伝える文言又は同様のその他の文言の例

-肥満を解消する

-便秘を促すのに役立つ

-体内に蓄積した脂肪を分解する、脂肪の吸収を抑制する、余分な脂肪を減らす

-体重を減らす

-Block/ Burn/ Build /Break/ Firm

-巻尺/体重計/Over Size ズボンの写真の使用

-Before/After の写真

-Weight Loss

-スレンダー、スリム、Slim Slen

-リバウンドなし

-痩身、腕を細くする、脚を細くする、お腹をへこませる、ぽっこりお腹を解消する、手足を細くするのに役立つ

-スタイルが良い、美しいスタイル、完璧なスタイル

-痩せる、緊急痩身、永続的効果のダイエット

-減量が難しい/薬剤耐性/食欲を減らす

2021年食品医薬品委員会事務局告示「食品広告基準」添付

付表2

許可審査が不要な広告の特徴

No.	広告の文言/特徴	裏付ける証拠	条件
1	販売促進プログラムの実施：福引、懸賞、割引、交換、配布、景品、各種プロモーション 例：...商品通常1箱××パーツ、2箱買えば××パーツなど。	—	事実に基づいた、かつ、1979年消費者保護法に準拠した詳細情報を表示すること
2	商品価格、商品量	—	—
3	商品価格と量の比較 例：お得、より経済的、大変お得、お値段そのまま増量、無料...グラム、価格...から...パーツに割引など。	割引又は価格と量の比較、お得さ、経済的さを証明する書類	他者若しくは競合の商品との比較、又は他者を中傷する性質の比較はしてはならない。
4	販売場所、販売時間 例:...デパートで...日から販売、...で限定販売など。	—	—
5	関連機関からの食品の認証を示す文言/ロゴ/マーク 例：ハラール (Halal)、コーシャ (Kosher)、TIS など。	広告する食品が実際に認証を受けており、有効期限内であることを示す証明書	1.機関が規定する形式に従ったマーク/ロゴを表示すること。 2.文言は、ロゴ又はマークと組み合わせて使用することができる。
6	受賞 例：雑誌...から信頼できるブランド賞を受けたなど。	受賞を確認する書面/書類	1.受けた賞と広告内容が一致し、同じ意味であること。例：優秀製品デザイン賞を受賞した場合は、優秀な製品品質の賞として広告してはいけない 2.受賞年を記すこと。

No.	広告の文言/特徴	裏付ける証拠	条件
7	製造施設が法令に基づいた GMP 検査に合格した、又は、製造施設が....から....製造の....品質保証システムの認証を取得した。	有効期限内の 1.法令に基づいた GMP 証明書又は 2.国際的な GMP 証明書又は 3.HACCP 証明書又は 4.その他同等のもの	2.2007 年 4 月 30 日付け食品医薬品委員会事務局告示「製造施設の監査を受けたことに関する食品ラベルの文言表示基準」の規定に基づき文言を表示しなければならない。 2.その他の機関のシンボル又はロゴの使用は、当該の機関の条件に従うこと。 3.食品医薬品委員会事務局のシンボルは使用できない。
8	実際に製造/輸入された、又は承認された配合に基づく食品名及び製品成分	許可を受けた成分配合/100%の成分配合	1.食品名及び製品の成分における栄養素又は有効成分の表示は、この付表に基づく免除の対象とはならない。 2.成分は食品への使用禁止物ではないこと。 3.成分は保健省告示、関連する法令、規則、各種基準に矛盾しないこと。 4.写真の表示は、2005 年 6 月 9 日付け食品医薬品委員会事務局命令 243/2548 号「食品ラベル上の製品成分の写真の表示基準」に準拠すること。香料を使用する場合は、「....の写真は風味のイメージです。」と表示する。

No.	広告の文言/特徴	裏付ける証拠	条件
9	<p>....不使用/を入れていない/無添加（空白部分には食品添加物の機能又は名称を記載）            ....使用（使用している場合、空白部分に代替物を記載。）            例：-防腐剤            -化学調味料            -合成着色料</p>	許可を受けた成分配合/100%の成分配合	食品添加物の使用を許可する法令がある食品であるが、食品の成分配合及び原材料に食品添加物を使用していないこと。
10	<p>香料不使用/を入れていない/無添加            合成香料不使用/を入れていない/無添加            ....使用（使用している場合、空白部分に代替物を記載）            例：合成香料不使用、天然香料使用</p>	許可を受けた成分配合/100%の成分配合	-
11	新	1年以内の許可の証拠又は販売開始証明書	新商品かつ販売されてから1年以内のもの。
12	新配合	1年以内の配合変更の証拠又は販売開始証明書	新配合商品かつ販売されてから1年以内のもの。
13	新スタイル/新パッケージ/新サイズ	1年以内のラベル/サイズ変更の証拠又は販売開始証明書	形/パッケージ/サイズを新しく変更した商品かつ1年以内に販売されたもの。
14	売上1位/売上1位ブランド/人気	認められている機関又は組織からの売上1位/売上1位ブランドの調査の証拠	<p>1.製品又は製品グループ/ブランドの売り上げであることを明確に記すこと。            2.売上の認証を受けた年を記すこと。            3.調査証拠に記されている内容のみを主張し、食品の法令に反していないこと。            4.世界1位の売り上げと使用する場合は、すべての国で売り上げ1位であることを示す証拠があること。</p>

No.	広告の文言/特徴	裏付ける証拠	条件
15	世界中で認められている/世界中で人気がある/世界中で販売されている	その食品が3大陸における15か国以上で販売されていることを示す証拠	世界中で販売されている製品があることに限る主張のみに使用する。
16	(製品) ...おいしい/簡単おいしい/まろやか/おいしい、ぜひ試して/変わらないおいしさ/濃くておいしい/濃い/濃厚/酸っぱい/甘い/塩辛い/脂の乗った/苦い/香りのよい/辛い/様々なフレーバー/甘酸っぱい/とても酸っぱい/酸っぱい/酸っぱい/おいしい/おいしくまろやか/スパイシー/とてもおいしい/とても酸っぱい/熱々の/激辛/カリカリ/とてもカリカリ/サクサク/柔らかい/ソフト/優しい味/ぷりぷり/もちもち/ねばねば/つまった/身がつまった/濃い/味が濃い/本物の...	-	それぞれのタイプの食品の味/食感/特徴に使う。例：ぷりぷりのすり身団子
17	好き/愛する/好みに合う/気に入る/口に合う/最高/パーフェクト/とても/心に響く味/正解の味/口いっぱいに広がる/認められている/人気の	-	製品に対する気持ちを表現するのに使用する。
18	シュワシュワ/冷たくてシュワシュワ/リフレッシュ	-	ソフトドリンク、炭酸飲料又はメントールキャンディー製品に使用する。
19	何にでも合う/試してみて/柔らかい食感/食感がよい/楽しい食感/カラフルさを添える/楽しさを添える/プロが使用/プロ用/プロのシェフが使用/Recommend/おすすめ	-	-
20	自社製品の味と比較する文言 例：より美味しい、より濃い、濃くなった		自社の製品と比較すること。
21	... (国を記載) から輸入した原材料/製品	輸入書類又は食品の原産国を示す証拠	証拠に基づいた各種原材料名を記載すること。

No.	広告の文言/特徴	裏付ける証拠	条件
22	.... (国を記載) 式/スタイル 例：韓国式、本家本元/クラシック/伝統的/オリジナル(ออริจินอล)/オリジナル(ออริจินัล)/original 式/スタイル	-	-
23	菜食 (ジェー)	許可を受けた成分配合/100%の成分配合	菜食料理 (アハーンジェー) の原則に反する成分又は原材料が含まれていてはならない。
24	電話番号/Line/ QR Code	-	表示する情報に食品の有効性を表示してはならない。
25	良い/とても良い	-	製品の見た目に使用すること。
26	クリア	-	透明感のある食品に使用する。
27	シグネチャー (Signature)	-	その製造者独自の特徴又は味に使用する。
28	Special edition/ Limited edition/Exclusive	-	一定期間又は特別な機会に販売するための製造 例：××周年、数量限定製造、限定場所での販売など。
29	Healthier logo	Healthier logo の使用証明書	1.関連告示に準拠する。 2.広告ページの食品ラベル上のみ、実際に販売に使用するラベルと一致する形で表示すること。



2021年食品医薬品委員会事務局告示「食品広告基準」添付

付表3

食品広告許可申請書を提出する必要がある食品の効能、品質又は有効性として見なす広告の特徴

No.	文言	裏付ける証拠	条件
1	フレッシュ	食品保存書類（場合に応じて）	1.未加工の天然の生産物である食品 例：植物、野菜、畜肉及び果物など 2.カット、冷蔵又は冷凍された天然の生産物である食品 例：植物、野菜、畜肉及び果物など 3.販売期間が製造日から3日以内の食品 例：パン 4.個別の告示における条件に準拠した食品 例：フレッシュ牛乳 5.その食品の通常の本質から異なる特徴を持つ食品 例：生春雨
2	天然/Natural	1.製法証明書/100%の成分配合 2.使用する原材料の割合を示す原材料の品質規格証明書	1.植物、野菜、畜肉及び果物など天然に存在する食品、食品添加物、着色料、香料、ビタミン及びミネラルを添加していない処理、加工又は簡単な製造プロセスを経た食品に使用できる。 2.天然由来の原材料から得た、又は使用している成分について主張する。例：天然マリーゴールド由来のルテイン 3.個別の告示における条件に準拠した食品。例：天然ミネラルウォーター

No.	文言	裏付ける証拠	条件
3	<p>「有機農産物」、「有機製品」、「オーガニック」(ออร์แกนิก)、 「オーガニック」(ออร์แกนิก) 又は「organic」の使用</p>		<p>当該の有機農産物の生産者、販売者若しくは輸入者は、担当政府機関若しくは担当政府機関が認める認証機関から、規定された基準に基づいた認証を取得するか、又は、IFOAMの基準に基づき認定された、若しくは、有機農業に関する規制のある国の機関により登録されている認証機関により、IFOAM (The International Federation of Organic Agriculture Movements)の有機農業基準に基づいた、CODEX 委員会の助言に基づいた、若しくは、外国の有機農業規格（その外国において有機農産物生産に関する規制の適用が公布されている場合）に基づいた認証を取得しなければならない。</p>
4	<p>有益/価値/効能</p>	<p>1.許可を受けた成分配合/成分配合 100% 2.100 グラムあたりの栄養情報分析結果報告書すべて</p>	<p>1.牛乳など、食品全体の成分が有益なある種の食品グループに対し、有益な/価値のある/効能がある食品と主張すること。 2.スナック、キャンディー、チューイングガム、茶、コーヒー、カフェイン飲料、そのまま食べられるゼラチン製品及びゼリー菓子、植物油、動物油、半インスタント製品など、ある種の食品グループに対して主張する場合、分析結果報告書に基づく栄養素に続き有益/価値/効能と表示する。</p>

No.	文言	裏付ける証拠	条件
5	自分をケアする/自分に気を配る	—	その食品を食べるだけで自分をケアできると伝えてはいけない。例えば、「5つの食品群を満たすさまざまな食品を食べ、...で補いましょう。」（製品を記載）
6	さわやか/すっきり	許可を受けた成分配合/成分配合100%/摂取方法	液体の状態で摂取する食品、摂取前に冷やす製品、いくつかの種類のキャンディー又はアイスクリームに使用すること。
7	生き生きとする	許可を受けた成分配合/成分配合100%/摂取方法	液体の状態で摂取する食品に使用すること。ただし、カフェインを含む、又はカフェインを添加している製品は除く。
8	本物	1.許可を受けた成分配合/成分配合100%又は 2.当該の原材料の特性を示すことができる原材料の品質規格	1.個別の告示における条件に準拠する。例：本物の魚醤、本物のコーヒーなど。 2.その原材料は、実際に成分として使用されている。
9	衛生的/衛生的	政府機関、政府機関から認定された機関又は国際認証機関からの GMP システム認証書	製造プロセス又は製造施設に関する写真又は文言の表示がある場合に使用できる。
10	安全管理システムを備えている	政府機関、政府機関から認定された機関又は国際認証機関からの GMP システム認証書	1.安全な食品という言葉は使ってはいけない。 2.製造プロセス又は製造施設に関する写真又は文言の表示がある場合に使用できる。

No.	文言	裏付ける証拠	条件
11	なし/フリー/がない －化学調味料 ....を使用（使用している場合、空白部分に代替物を記載。）例：化学調味料フリー －着色料 －防腐剤	分析結果報告書	－
12	...検査に合格（空白部分に微生物又は病原性微生物の種類、重金属の種類、残留有害物質の種類などを記載）	1.主張した分析結果報告書 2.政府機関若しくは政府機関から認定された機関又は国際認証機関からの GMP 又は HACCP 認証書	1.関連する告示に準拠した品質規格を満たす分析結果報告書 2.使用禁止が規定されている保健省告示がある食品には使用しない。 3.保健省告示に基づいた食品における使用禁止物ではないこと。
13	清潔	－	－
14	品質	－	－
15	より..../....アップ/アップグレード/Advance（例：向上した、栄養素アップ）	1.自社製品との比較証明書 例：旧成分配合と新成分配合の比較など。及び、 2.分析結果報告書	他者若しくは競合の製品との比較又は他者を中傷する性質の比較は許可しない。
16	...（製造者名を記載）製造施設/製造工場/製造者は、...規格を満たしている/規格の認証を取得（認証を取得した規格を記載）	有効期限内の 1.法令に基づいた GMP 証明書又は 2.国際的な GMP 証明書又は 3.HACCP 証明書又は 4.その他の証明書	認証を取得した規格と一致した情報を表示する。

No.	文言	裏付ける証拠	条件
17	健康/Health/Healthy	1. 100 グラムあたりの栄養情報分析結果報告書すべて、及び 2. 栄養情報表を表示する食品ラベル	1998 年保健省告示（第 182 号）「栄養ラベル」による栄養強調表示基準に基づいた分析結果報告書
18	丈夫	1. 100 グラムあたりの栄養情報分析結果報告書すべて、及び 2. 栄養情報表を表示する食品ラベル	1. 任意のある一つの食品を食べると健康になると特定するように伝えてはいけない。 2. 牛乳、フレーバーミルク、乳製品、発酵乳、豆乳及び主要成分にミルクを含む飲料、かつ次の栄養素を Thai RDI 10%以上含む食品に使用すること。ビタミン A、ビタミン B1、ビタミン B2、カルシウム、鉄分及びタンパク質
19	自信（商品）	－	有効性、効能について自信があるという性質の広告はしてはいけない。
20	秘密	－	広告の文脈に基づいて検討する。
21	衛生	畜産局、政府の認証機関、政府機関と同等の認定を受けた機関からの証明書	認証された種類の食品広告に使用できる。
22	幸福を願う/心配/ケア	－	広告の文脈に基づいて検討する。
23	Gold/ Special/ Extra/ Supreme/ Selected 又は同様の文言	製造会社の品質基準説明書	－
24	イノベーション	イノベーションであることの証明書	イノベーションの詳細、認証した機関及び認証された仏暦年を記す
25	特許/小特許	有効期限内の特許又は小特許証明書	取得した特許又は小特許の詳細を記す
26	政府機関、国営企業及び教育機関名/政府機関、国営企業及教育移管傘下の出演者	機関名を使用させる、又は出演者とする機関からの同意書	－

No.	文言	裏付ける証拠	条件
27	Healthier Logo 認証取得に関する文言	Healthier Logo 使用証明書	関連する告示に準拠する。
28	プラス	許可を受けた成分配合/成分配合 100%又は分析結果報告書（ある場合）	成分又は栄養素の種類増加に関して主張する。

2021年食品医薬品委員会事務局告示「食品広告基準」添付

付表4

広告媒体における文言/警告の表示

食品	食品ラベル上の文言/警告	広告媒体における文言/警告
1.すべての種類の補助食品	<p>「いつも5つの食品群を満たすさまざまな食品をバランスよく摂取しましょう。」</p> <p>「病気を予防又は治療する効果はありません。」</p> <p>「お子様及び妊婦の方はお召し上がりにならないでください。」</p>	<p>「お子様及び妊婦の方はお召し上がりにならないでください。」</p> <p>「病気を予防又は治療する効果はありません。」</p> <p>「摂取前にラベルの警告を読んでください。」</p> <p>「いつも5つの食品群を満たすさまざまな食品をバランスよく摂取しましょう。」</p>
2.特定の補助食品は、次のとおり追加の警告を表示しなければならない。		
2.1 サメの軟骨	<p>「心臓病の患者の方及び術後の回復期の方には適していません。」</p>	
2.2 花粉	<p>「花粉アレルギーの方はお召し上がりにならないでください。」</p>	
2.3 キトサン	<p>「お子様、妊婦及び授乳中の方はお召し上がりにならないでください。」</p> <p>「脂肪が主成分の他の補助食品をご利用の方は、本製品の少なくとも2時間前又は後にお召し上がりください。」</p> <p>「シーフードアレルギーの方及び体重が標準より低い方は注意が必要です。」</p>	

食品	食品ラベル上の文言/警告	広告媒体における文言/警告
2.4 魚油	<p>「海水魚又は魚油のアレルギーの方にはご利用いただけません。」</p> <p>「血液凝固が遅い方、抗凝固薬又はアスピリンをご使用の方は注意が必要です。」</p> <p>「本製品は、オメガ3 脂肪酸の EPA 及び DHA を配合しています。1 カプセルに多価不飽和脂肪酸エイコサペンタエン酸 (EPA) <u>（記載）</u> mg、ドコサヘキサエン酸 (DHA) <u>（記載）</u> mg、飽和脂肪酸 <u>（記載）</u> mg から成る魚油 <u>（記載）</u> mg が含まれています。」</p>	
2.5 月見草油	<p>「てんかんの病歴がある方にはご利用いただけません。」</p> <p>「てんかん治療薬を処方されている方は注意が必要です。」</p> <p>「本製品は、オメガ6 脂肪酸のリノール酸及びガンマリノレン酸を配合しています。1 カプセルに、リノール酸 <u>（記載）</u> mg、ガンマリノレン酸 <u>（記載）</u> mg から成る月見草油 <u>（記載）</u> mg が含まれています。」</p>	
2.6 食物繊維	<p>「乾燥タイプの食物繊維製品の摂取により生じる可能性のある腸閉塞を防ぐため、コップ1～2杯の水と一緒にお召し上がりください。」</p> <p>「1（単位を記入）に、水溶性食物繊維 <u>（記載）</u> mg 及び不溶性食物繊維 <u>（記載）</u> mg から成る食物繊維が合計 <u>（記載）</u> mg 含まれています。」</p>	
2.7 ローヤルゼリー及びローヤルゼリー製品	<p>「深刻なアレルギー反応を引き起こす可能性があるため、喘息やアレルギーの方はお召し上がりにならないでください。」</p>	



食品	食品ラベル上の文言/警告	広告媒体における文言/警告
2.8 レシチン	「レシチンは、フォスファチジルコリンを主成分とするリン脂質タイプの脂肪です。1 カプセルにフォスファチジルコリン (記載) mg から成るレシチン (記載) mg が含まれています。」	
2.9 生姜又は生姜抽出物	「胆石症の方はお召し上がりにならないでください。」	
2.10 ウコン抽出物(Curcuminoids)	「胆管が詰まっている方は使用禁止です。」	
2.11 甘味料又は砂糖代替甘味物質を使用する補助食品		
-糖アルコール	「体重管理食品ではありません。」	
-アセスルファム K	「体重管理食品ではありません。」	
-アスパルテーム	「フェニルケトン尿症の方 本製品にはフェニルアラニンが含まれています。」 「体重管理食品ではありません。」	
2.12 アフリカンマンゴー ( <i>Irvingia gabonensis</i> ) の種子 (Kernel) の抽出物を成分として含む補助食品	「食物アレルギー情報：アルブミン (アフリカンマンゴー種子抽出物からのタンパク質) が含まれています。」	
2.13 <i>Cistanche tubulosa</i> の根からの抽出物を成分として含む補助食品	「抗凝固薬を処方されている患者の方はお召し上がりにならないでください。」	

食品	食品ラベル上の文言/警告	広告媒体における文言/警告
<p>2.14 Red yeast riceを成分として含む補助食品</p>	<p>「規定量を超えた使用は禁止です。」  「授乳中の方には使用禁止です。」  「脂質異常症治療薬、免疫抑制薬（Cyclosporine）、抗うつ薬（Nefazodone）、排卵抑制合成アンドロゲン薬（Danazole）、ビタミン B 複合体錠剤、Azitromycin, Clarithromycin, Erythromycin, Itraconazole, Ketoconazole などの抗菌薬、抗 HIV 薬との併用はできません。」  「肝臓病又は肝臓病患者の方には使用禁止です。」  「4 カ月（16 週）を超える継続した摂取は禁止です。」  「患者の方は摂取前に医師に相談してください。」  「筋肉が痛い、だるい、又は風邪に似た症状が出た場合はすぐに摂取を中止してください。」</p>	
<p>2.15 メナキノン-7 (Menaquinone-7)の形でのビタミンK2を成分として含む補助食品</p>	<p>抗凝固薬利用者向けの警告または注意事項を表示しなければならない。</p>	
<p>2.16 チアシード（Chia seed）を成分として含む補助食品</p>	<p>「チアシードの摂取上限量は1日 15g です。」  「1（単位を記入）に、水溶性食物繊維（記載）mg 及び不溶性食物繊維（記載）mg から成る食物繊維が合計（記載）mg 含まれています。」  「乾燥タイプの食物繊維製品の摂取により生じる可能性のある腸閉塞を防ぐため、コップ 1～2 杯の水と一緒に召し上がりください。」</p>	

食品	食品ラベル上の文言/警告	広告媒体における文言/警告
<p>2.17 植物ステロール、植物スタノールまたは植物ステロールもしくはスタノールのエステルを成分として含む補助食品</p>	<p>「植物スタノール/ステロールを....（摂取1単位の量）につき....gを添加」                      「植物スタノール/ステロールは1日につき2gを超えて摂取しないでください。」                      「体内のカロテノイドレベルを正常に保つのを助けるため野菜と果物を摂取してください。」                      「継続的に摂取すると、ビタミンEレベルが低下することがあります。」                      「疾病に罹患している方は摂取する前に医師に相談してください。」                      「お子様、妊婦、授乳中の方は摂取しないでください。」</p>	
<p>2.18 バードック又はゴボウ粉末を成分として含む補助食品</p>	<p>「糖尿病の方、高血圧の方は摂取しないでください。」</p>	
<p>2.19 ギムネマイノドラム乾燥葉 Gymnema inodorum (Lour.) Decneを成分として含む補助食品</p>	<p>「お子様、妊婦、低血糖症の方は摂取しないでください。」                      「糖尿病の方は摂取する前に医師に相談してください。」                      「1か月を超える継続摂取はしないでください。」</p>	
<p>2.20 植物のAngelica gigas Nakai、Cnidium officinale MAKINO、Paeonia japonica Miyabeの根及び地下茎を成分として含む補助食品</p>	<p>「4か月を超える継続摂取はしないでください。」                      「授乳中の方、月経不順の方は摂取しないでください。手術を受ける予定の方は摂取を中止し、手術を受ける前に医師に相談してください。」                      「深刻なアレルギー症状を引き起こす可能性がある Cnidium officinale 及び Paeonia japonica の成分を含んでいます。」</p>	

食品	食品ラベル上の文言/警告	広告媒体における文言/警告
3. アスパルテーム、甘味料又は砂糖代替甘味物質を使用する食品	「フェニルケトン尿症の方 本製品にはフェニルアラニンが含まれています。」	「摂取前にラベルの警告を読んでください。」
4. そのまま食べられるゼラチン製品	「お子様の摂取は少量にしてください。」	「お子様の摂取は少量にしてください。」
5. グルコナンマン又はこんにゃく芋の粉の成分を含むそのまま食べられるゼラチン製品及びゼリー菓子	「お子様の摂取は少量にしてください。」	「お子様は食べないでください。窒息に注してください。」
6. 医療用食品（Medical Food）	認可されたラベルに従う。	「医療用食品」及び「医師の助言に従って使用すること。」
7. すぐに食べられる状態の写真があり、肉、卵、野菜又はその他を加えている半加工食品		「栄養のために....（加える食品の種類を記入）を加えてください。」
8. 2018年保健省告示（第394号）に基づくスナック、チョコレート及びチョコレート味の菓子並びに焼き菓子製品	「摂取は少量にして、健康のために運動をしましょう。」	「摂取は少量に、健康のために運動をしましょう。」
9. 輸入後、国内で個別包装し、その食品がどこで製造されたかを表示しようとする食品		「タイで個別包装」
10. 1日あたりの摂取量を3食分未満に制限する必要がある食品		「摂取前にラベルを読んでください。」
11. アロエベラを成分として含む食品	「お子様はお召し上がりにならないでください。」 「医療用食品ではありません。」及び 「異常が出た場合は摂取を中止してください。」	「摂取前にラベルの警告を読んでください。」

食品	食品ラベル上の文言/警告	広告媒体における文言/警告
12. イチョウ葉の成分、イチョウ葉エキスを含む食品	「血液凝固が遅くなる可能性があります。」及び 「お子様及び妊婦の方はお召し上がりにならないでください。」	「摂取前にラベルの警告を読んでください。」
13. チアシード(Chia Seed)及びチアシード(Chia Seed)の成分を含む食品	チアシード又はチアシード粉末 100%の場合、「1日あたりの摂取上限量は15gです。続けて水1~2杯をお召し上がりください。」他の食品の成分として使用する場合、「チアシードの成分を含んでいます。」	「摂取前にラベルの警告を読んでください。」
14. 植物ステロール、植物スタノール又は植物ステロール若しくはスタノールのエステルを添加した食品	「植物スタノール/ステロールを... (摂取1単位の量) あたり...gを添加」 「植物スタノール/ステロールは1日あたりの摂取上限量は2gです。」 「体内のカロテノイドレベルを正常に保つのを助けるため野菜と果物を摂取してください。」 「継続的に摂取すると、ビタミンEレベルが低下することがあります。」 「疾病に罹患している方は摂取する前に医師に相談してください。」 「お子様、妊婦、授乳中の方はお召し上がりにならないでください。」	「摂取前にラベルの警告を読んでください。」
15. 菊芋及び菊芋の成分を含む商品	「大量に摂取するとお腹が張ることがあります。」	「摂取前にラベルの警告を読んでください。」
16. ギムネマイノドラム乾燥葉 Gymnema inodorum (Lour.) Decne 及びギムネマイノドラム乾燥葉を成分として含む食品	「(1) お子様、妊婦、低血糖症の方はお召し上がりにならないでください。 (2) 糖尿病の方は摂取する前に医師に相談してください。 (3) 1か月を超える継続摂取はしないでください。」	「摂取前にラベルの警告を読んでください。」
17. 個別に警告の規定があるその他の食品		「摂取前にラベルの警告を読んでください。」又は 許可者が適切と見なす文言